

# 利用料のご案内

令和6年6月吉日  
社会福祉法人 虹の会

この度、国の制度改訂により令和6年6月1日から、介護報酬単位が変更となり下記の利用料となりますので、ご案内いたします。

(1) 虹の会のヘルパーステーションでは以下の届出をしています。

\* 介護職員処遇改善加算Ⅰ

(介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・ベースアップ等支援加算が1本化になりました。)

1ヶ月単位での訪問ですので、月単位で下記料金が発生致します。

\* 尼崎市介護予防・日常生活総合事業訪問介護の利用料金（月額）の概要

・表1 (要支援の認定を受けられている方：訪問型独自サービス標準型)

サービスの区分	I(概ね週1回利用)	II(概ね週2回利用)	III(週3回以上利用)
利用料金	14,091円	28,162円	44,683円
介護保険の給付	12,681円	25,345円	40,214円
利用者負担額 (1割負担)	1,410円	2,817円	4,469円

・表2 (要支援の認定を受けられている方：訪問型独自サービス専門型)

サービスの区分	I(概ね週1回利用)	II(概ね週2回利用)	III(週3回以上利用)
利用料金	15,664円	31,297円	49,648円
介護保険の給付	14,097円	28,167円	44,683円
利用者負担額 (1割負担)	1,567円	3,130円	4,965円

☆ 上記は1割の表です。2割、3割の方は上記金額の2倍または3倍となります。

☆ 月額利用料金で、特別に定めている他は、中途利用であっても該当する料金です。

\* 上記の料金表はいずれも端数等の処理などにより利用料総額の計算と異なる場合がございます。

(2) その他

\* 新規利用又は、2ヶ月程度経過後の利用の際、サービス提供責任者が訪問し介護サービスを提供した場合に1回だけ利用者負担として、標準型 213円（利用料金 2,129円）  
専門型 267円（利用料金 2,664円）が加算されます。

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）利用ごとに24.5%の料金が上乗せされています。